



(株)医薬経済社
103-0023
東京都中央区日本橋本町
4-8-15 ネオカワイビル
TEL 03(5204)9070
FAX 03(5204)9073

平成28年 7月25日(月)

リスファクス

第7102号

健保連・幸野氏 薬剤師の調剤権拡大を

健康保険組合連合会の幸野庄司理事（中央社会保険医療協議会委員）は24日、都内で講演し、18年度診療報酬・調剤報酬改定に向けて「薬剤師の調剤権拡大・強化」を求めていく考えを示した。中小薬局の経営者団体「保険薬局経営者連合会」（薬経連）のサマーフォーラムで登壇。「保険者から薬局に期待すること」を講演テーマに掲げ、薬剤師に対して「医師と同等に物申す立場になって欲しい」とエールを送った。薬剤師からは「触れられない」医師の処方権との関係に、保険者の立場で言及した格好だが、医師側の強い反発も予想される。

幸野氏は、薬局に関する改定内容で「今回、道を開いたもの」について「かかりつけ機能」「対物から対人業務へ」「減薬・残薬対策」と列挙。その一方で「今回、果たせなかつたこと」には調剤権の拡大・強化と「セルフメディケーションの推進」を挙げた。調剤権に関しては「日本では医師の処方権が圧倒的に強く、（薬剤師は）『上から目線』で見られている。権利が同等でなければ、真の医薬分業は実現しない。医薬分業とはそれぞれの専門性を發揮し、医療の質の向上を図るものだ」と指摘した。

さらに処方権を持つ医師が「一般名処方、減薬・残薬への協力」を行い、調剤権を持つ薬剤師が「医薬品の選択、調剤、薬学管理（残薬・減薬）、後発品選択」を担い、連携すべきと訴えた。16年度改定では、医師が処方時に指示した場合に薬局で分割調剤が行えることになったが、「リフィル制度」（1枚の処方箋で繰り返し調剤）を採用する米仏などとの比較で「不十分」との認識を表明。医師がチェックする処方箋の「後発品への変更不可欄」や「薬局での残薬確認時の対応欄」については「医師にお伺いを立てる必要があるのか。不要ではないか」と主張した。

セルフメディケーションの推進に関しては、調剤偏重で「患者のニーズは変わってないのに薬局が変わってしまった」としつつ、「昔の薬局はどこに行ってしまったのか。何でも気軽に相談できる街の科学者」に原点回帰すべきと求めた。「今まで医師に頼り過ぎていた」ことから国民の意識改革を促し、「医療用医薬品からOTC薬まで薬局のなかで完結する」必要性も説いた。

幸野氏の調剤権拡大論に対し、薬経連の山村真一会長は記者会見で「同じ意味を薬剤師の裁量拡大と表現し、調剤権拡大とは言ってこなかった。我われも主体的に言っていく必要があるが、処方権に対する表現は慎重に使う必要がある」とコメントした。